

お知らせ

恩納村環境保全条例の規定により、土地利用用域を一部変更する予定ですので、当該土地利用用域変更案を縦覧に供します。

なお、これらの土地利用用域変更案について村民及び利害関係者は、縦覧期間満了の日までに、恩納村に対して意見書を提出することができます。

令和八年三月二日

恩納村長 長浜 善巳

一、縦覧期間及び時間

期間 令和八年三月二日から三月十六日まで

時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで

(土・日祝日は除く)

二、縦覧場所

恩納村役場企画課 電話 ○九八(九六六)一二〇一